

# 公益財団法人沖縄県建設技術センター 確認検査業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「公益財団法人沖縄県建設技術センター確認検査業務規程（以下「業務規程」という。）」等に基づき、公益財団法人沖縄県建設技術センター（以下「センター」という。）が実施する確認検査業務等に係る手数料について、必要な事項を定める。

(建築物に関する確認の申請手数料)

第2条 業務規程第17条（第24条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する建築物に関する確認の申請に係る手数料の額は、確認申請一件につき、次の表に掲げるとおりとする。

	手 数 料 の 額	
	建築基準法第6条第1項第一号、二号又は第三号（右記に該当する場合を除く）に該当する場合 ※（ ）は設計住宅性能評価と併願申請の場合	同法第6条第1項第四号又は第68条の20第1項に掲げる認証型式部材等（同法施行令第10条第1第1号）に該当する場合 ※（ ）は設計住宅性能評価と併願申請の場合
床面積の合計		
100㎡以内のもの	33,000円（30,000円）	19,000円（16,000円）
100㎡を超え200㎡以内のもの	44,000円（40,000円）	29,000円（25,000円）
200㎡を超え500㎡以内のもの	53,000円（48,000円）	39,000円（34,000円）

(1) 天空率を用いた場合（北側斜線・道路斜線・隣地斜線毎）、5,000円を加算する。

2 第1項の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- (1) 建築物を建築する場合（次3号に掲げる場合及び移転の場合を除く）は、当該建築に係る部分の床面積
- (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をセンター以外から受けている場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積
- (3) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をセンターから受けている場合は、当該変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）
- (4) センターが審査中であった建築物の計画を取り下げて概ね同一（構造方法を変更するものを除く。）の計画を再申請し建築物を建築する場合、当該建築物に係る部分の床面積の二分の一
- (5) 建築物を移転、大規模の修繕、大規模の模様替え、又は用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。）、当該移転、修繕、模様替え又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

(6) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転、大規模の修繕、大規模の模様替え、又は用途を変更する場合、当該移転、修繕、模様替え又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

3 前項第2号又は第3号の規定について、中間検査時において当該工事と直前の確認審査に要した図書との不一致が認められる場合の計画変更の確認の申請に係る手数料の額については、それぞれ同号により算出した額とする。

(建築設備に関する確認の申請手数料)

第3条 業務規程第17条に規定する建築設備の確認の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、一の建築設備について、当該各号に定める額とする。

- (1) 建築設備を設置する場合（次3号に掲げる場合を除く） 11,000円（小荷物専用昇降機については6,000円）
- (2) 確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をセンター以外の者から受けている場合 11,000円（小荷物専用昇降機については6,000円）
- (3) 確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をセンターから受けている場合 6,000円（小荷物専用昇降機については3,000円）
- (4) センターが確認審査中であった建築設備の計画を取り下げて概ね同一（構造方法を変更するものを除く。）の計画を再申請して建築設備を設置する場合 6,000円（小荷物専用昇降機については3,000円）

(工作物に関する確認の申請手数料)

第4条 業務規程第17条に規定する工作物の確認の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、一の工作物について、当該各号に定める額とする。

- (1) 工作物を築造する場合（次3号に掲げる場合を除く） 10,000円
- (2) 確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をセンター以外の者から受けている場合 10,000円
- (3) 確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をセンターから受けている場合 5,000円
- (4) センターが確認審査中であった工作物の計画を取り下げて概ね同一（構造方法を変更するものを除く。）の計画を再申請して工作物を築造する場合 5,000円

(建築物に関する中間検査の申請手数料)

第5条 業務規程第26条に規定する建築物に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、中間検査申請一件につき、次表に掲げるとおりとする。

床面積の合計	手数料の額
100㎡以内のもの	18,000円
100㎡を超え200㎡以内のもの	24,000円
200㎡を超え500㎡以内のもの	32,000円

2 前項の床面積の算定は、第2条を準用する

(建築設備に関する中間検査の申請手数料)

第6条 業務規程第26条に規定する建築設備の中間検査の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、一の建築設備について、当該各号に定める額とする。

- (1) 建築設備(小荷物専用昇降機を除く)一件につき13,000円
- (2) 小荷物専用昇降機一件につき8,000円

(工作物に関する中間検査の申請手数料)

第7条 業務規程第26条に規定する工作物の中間検査の申請に係る手数料の額は、一の工作物について9,000円とする。

(建築物に関する完了検査の申請手数料)

第8条 業務規程第32条に規定する建築物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、完了検査申請一件につき、次表に掲げるとおりとする。

床面積の合計	手数料の額		
	中間検査を行っていない場合	中間検査を行っている場合	建設住宅性能評価と併願申請の場合
100㎡以内のもの	20,000円	19,000円	14,000円
100㎡を超え200㎡以内のもの	26,000円	24,000円	17,000円
200㎡を超え500㎡以内のもの	35,000円	33,000円	24,000円

2 前項の床面積の算定は、第2条を準用する。

3 申請に係る建築物について確認を受けた計画を変更したことによる追加検討書の提出があった場合における書類の審査の手数料の額は、直前の確認について該当する第2条第2項第2号及び第3号の規定を適用して算出した額とする。

4 検査又は追加検討書の審査の結果、申請に係る建築物の再検査を行うこととなる場合に追加する手数料の額は、当該申請に当たって算出した手数料の額の二分の一の額とする。

(建築設備に関する完了検査の申請手数料)

第9条 業務規程第32条に規定する建築設備の完了検査の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、一の建築設備について、当該各号に定める額とする。

- (1) 建築設備(小荷物専用昇降機を除く)一件につき15,000円
- (2) 小荷物専用昇降機一件につき10,000円

2 完了検査において、追加検討書の提出があった場合における書類の審査の手数料の額は、直前の確認について該当する第3条第1項第2号及び第3号の規定を適用して算出

した額とする。

(工作物に関する完了検査の申請手数料)

第 10 条 業務規程第 32 条に規定する工作物の完了検査の申請に係る手数料の額は、一の工作物について 11,000 円とする。

2 完了検査において、追加検討書の提出があった場合における書類の審査の手数料の額は、直前の確認について該当する第 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定を適用して算出した額とする。

(船賃又は航空運賃等の実費の加算)

第 11 条 中間又は完了検査業務を行う住宅の所在地が本島以外の市町村又は離島にあっては、申請者と協議のうえ、申請手数料に船賃又は航空運賃等その実費額を加算するものとする。

第 12 条 削除

(確認済証等を発行した旨の証明手数料)

第 13 条 当センターにおいて、確認済証、検査済証及び中間検査の合格証の発行を受けた建築物等について、発行したことを証明する書類交付の手数料は 420 円とする。

## 附 則

この規程は、平成 13 年 11 月 20 日から施行する。

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 6 月 20 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 8 月 15 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 8 月 1 日から施行する。